

株式会社ジェイウインド「(仮称) 新田原臨海風力発電所 計画段階環境配慮書」
に対する意見について

令和2年9月17日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 新田原臨海風力発電所 計画段階環境配慮書」について、株式会社ジェイウインドに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：愛知県田原市
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：23,980～51,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月23日
環境大臣意見受理	令和2年 9月10日
経済産業大臣意見	令和2年 9月17日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、野田
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ジェイウインド「(仮称) 新田原臨海風力発電所 計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の設置の際に実施した調査の結果及び稼働中に実施した調査の結果(以下「自主調査結果等」という。)を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、本事業において新たに風力発電設備等の配置等を検討している区域の現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路及び送電線等を利用すること等により、これらを新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

さらに、既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じ、適切な調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を実施すること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他の事業者による風力発電所が稼働中であることから、本事業とこれら風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既設の風力発電設備等における調査結果で得られた情報を整理するとともに、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない

場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、風力発電設備等の更新においては、現況からの環境影響の増加分のみに着眼することなく、現況の課題も踏まえた上で、本事業の実施による環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討すること。

2. 各論

(1)騒音に係る影響

想定区域の周辺には、多数の住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既設の風力発電設備等における騒音に係る影響を適切に把握した上で、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月環境省）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、既設の風力発電設備における風車の影に係る影響を適切に把握した上で、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒの生息が確認されている。また、想定区域及びその周辺は、ハチクマ等の猛禽類等の渡り経路となっている可能性があるほか、重要野鳥生息地(IBA)である汐川干潟等が存在しており、多数のガン・カモ類及びシギ・チドリ類が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動の阻害等による影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、鳥類に対する影響について、専門家等からの助言を踏まえ、既設の風力発電設備の稼働によるバードストライクや渡りへの影響等の確認を含め、適切な手法(期間・時期、地域・地点等)により生息に係る実態調査を含む調査、予測及び評価を行い、チュウヒの行動圏、高利用域、採食地、営巣中心域及びそれらの移動経路等や、ねぐらと採食地の飛翔経路等の集結地の特性を明らかにした上で、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。